

2. 調査結果

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は平成19年度末現在1,253市区町村で、全国の市区町村数の約69.0%に相当する(表1)。

表1 振動規制法地域指定の状況(平成19年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	783	23	815	195	1,816
振動規制法地域指定	745	23	447	38	1,253
割合(%)	95.1%	100.0%	54.8%	19.5%	69.0%

(2) 規制の状況

(2)-1 工場・事業場に対する規制の状況

① 特定工場等総数及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出されている特定工場等の総数は、平成19年度末現在126,996件で、前年度(125,170件)より約1.5%増加している(表2)。また、特定施設の総数は872,257件で前年度(867,297件)より約0.6%増加している(表3)。

特定工場等の内訳をみると、金属加工機械を設置しているものが約32.5%と最も多く、次いで、圧縮機が約30.4%、織機が約15.7%の順となっている。

特定施設の内訳をみると、金属加工機械が約32.7%、織機が約30.2%、圧縮機が約21.4%とこれら3施設で全体の8割以上を占めている(表3)。

表2 特定工場等総数及び特定建設作業件数の最近の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
特定工場等総数	122,460	125,170	126,996
対前年度比 (増加率)	1,256 (1.0%)	2,710 (2.2%)	1,826 (1.5%)
特定建設作業件数	32,680	34,760	34,807
対前年度比 (増加率)	1,616 (5.2%)	2,080 (6.4%)	47 (0.1%)

表3 法に基づく届出件数(平成19年度末現在)

表3-1 特定工場等総数			表3-2 特定施設総数		
設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	41,330	32.5%	金属加工機械	285,122	32.7%
圧縮機	38,588	30.4%	圧縮機	186,778	21.4%
土石用破碎機等	3,986	3.1%	土石用破碎機等	20,221	2.3%
織機	19,996	15.7%	織機	263,444	30.2%
コンクリートブロックマシン等	879	0.7%	コンクリートブロックマシン等	2,171	0.2%
木材加工機械	2,581	2.0%	木材加工機械	4,765	0.5%
印刷機械	10,729	8.4%	印刷機械	38,405	4.4%
ロール機	732	0.6%	ロール機	3,796	0.4%
合成樹脂用射出成形機	7,114	5.6%	合成樹脂用射出成形機	61,535	7.1%
鋳造型機	1,061	0.8%	鋳造型機	6,020	0.7%
計	126,996	100.0%	計	872,257	100.0%

② 法に基づく措置等の状況

平成 19 年度中に行われた振動規制法に基づく措置の件数は、指定地域内の特定工場等に係る苦情 212 件（前年度 189 件）に対して、報告の徴収 57 件（同 32 件）、立入検査 174 件（同 160 件）、振動の測定 83 件（同 83 件）であった。振動測定の結果、規制基準を超えていたものは 10 件（同 18 件）であり、振動防止に関する行政指導は 173 件（同 167 件）行われたが、改善勧告及び改善命令は行われなかった（同 0 件、同 0 件）（表 4）。

表4 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	苦 情	212
行政措置等	報告の徴収	57
	立入検査	174
	測定	83
	うち基準超	10
	改善勧告	0
	改善命令	0
	行政指導	173

(2)-2 特定建設作業に対する規制の状況

① 特定建設作業の実施届出件数

平成 19 年度中の特定建設作業実施届出件数は 34,807 件（前年度 34,760 件）であり、その内訳をみると、ブレイカーを使用する作業 27,420 件（同 26,499 件）、くい打機等を使用する作業が 6,199 件（同 7,065 件）の順となっており、これらが大部分を占めている（表 5）。

表5 特定建設作業の届出件数

特定建設作業届出件数	平成18年度	平成19年度	
くい打機等を使用する作業	7,065	6,199	17.8%
鋼球を使用して破壊する作業	159	295	0.8%
舗装版破砕機を使用する作業	1,037	893	2.6%
ブレイカーを使用する作業	26,499	27,420	78.8%
計	34,760	34,807	100.0%

② 法に基づく措置等の状況

平成 19 年度に行われた振動規制法に基づく措置の件数は、指定地域内の特定建設作業に対する苦情 730 件（前年度 826 件）に対して、報告の徴収 115 件（同 110 件）、立入検査 573 件（同 681 件）、振動の測定 164 件（同 192 件）であった。振動測定の結果、基準を超えていたものは 8 件（同 17 件）であり、振動防止に関する行政指導は 671 件（同 769 件）行われたが、改善勧告及び改善命令は行われなかった（同 0 件、同 0 件）（表 6）。

表6 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	苦 情	730
行政措置等	報告の徴収	115
	立入検査	573
	測定	164
	うち基準超	8
	改善勧告	0
	改善命令	0
	行政指導	671

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

平成19年度の指定地域内の道路交通振動に係る苦情225件（前年度292件）に対して、振動の測定は90件（同121件）行われており、要請限度を超えていたものは0件（同3件）であった。また、道路管理者に対する要請及び都道府県公安委員会に対する要請は行われていない（同0件、同0件）。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、道路管理者に対する協力依頼等の措置が126件（同170件）、都道府県公安委員会に対する同様の措置が4件（同5件）行われた（表7）。

表7 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	苦 情	225
行政措置等	測定	90
	うち要請限度超	0
	公安委員会へ要請	0
	道路管理者へ要請	0
	要請以外の公安委員会への措置依頼	4
	要請以外の道路管理者への措置依頼	126